

第 7 章

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項



屋外広告物は、良好な景観を形成するための重要な要素であることから、屋外広告物が周囲の景観に対して与える影響が大きいと認められる都市景観形成地区においては、福岡市屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限を定めるものとします。

序章

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

歴史・伝統ゾーンのエリア図

歴史・伝統ゾーンは下記の5地区とし、エリアについては以下のとおりとする。
また、福岡市都市景観条例第15条第1号の区域（以下「沿道区域」という。）を以下のとおり指定する。

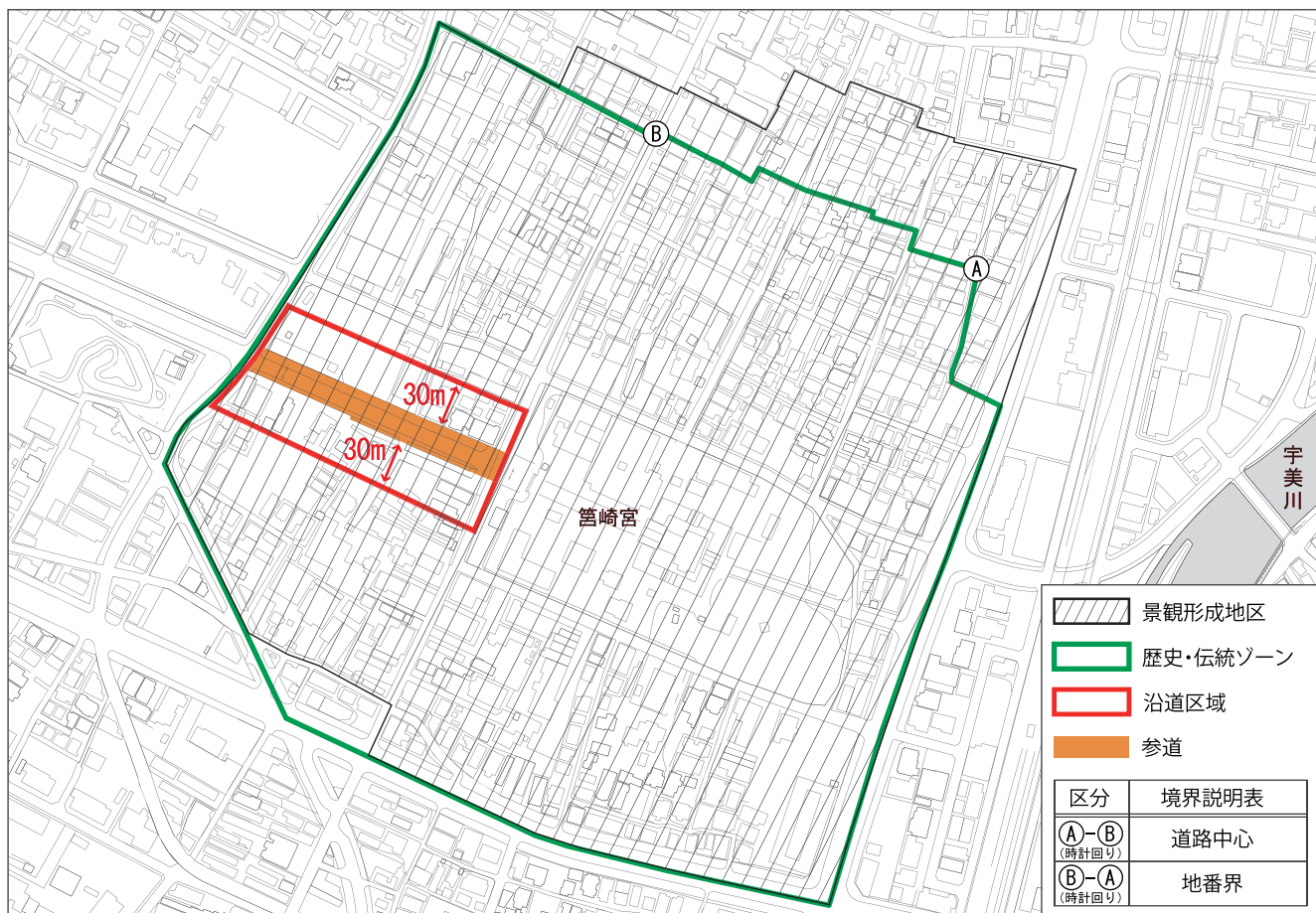
- ① 筥崎宮地区
- ② 住吉神社地区
- ③ 御供所地区
- ④ 舞鶴公園・大濠公園地区
- ⑤ 姪浜地区(旧唐津街道)

歴史・伝統ゾーン
届出対象規模：建築物の高さ >15m
又は
延べ面積 >1,500㎡
(工作物についてはP17参照)

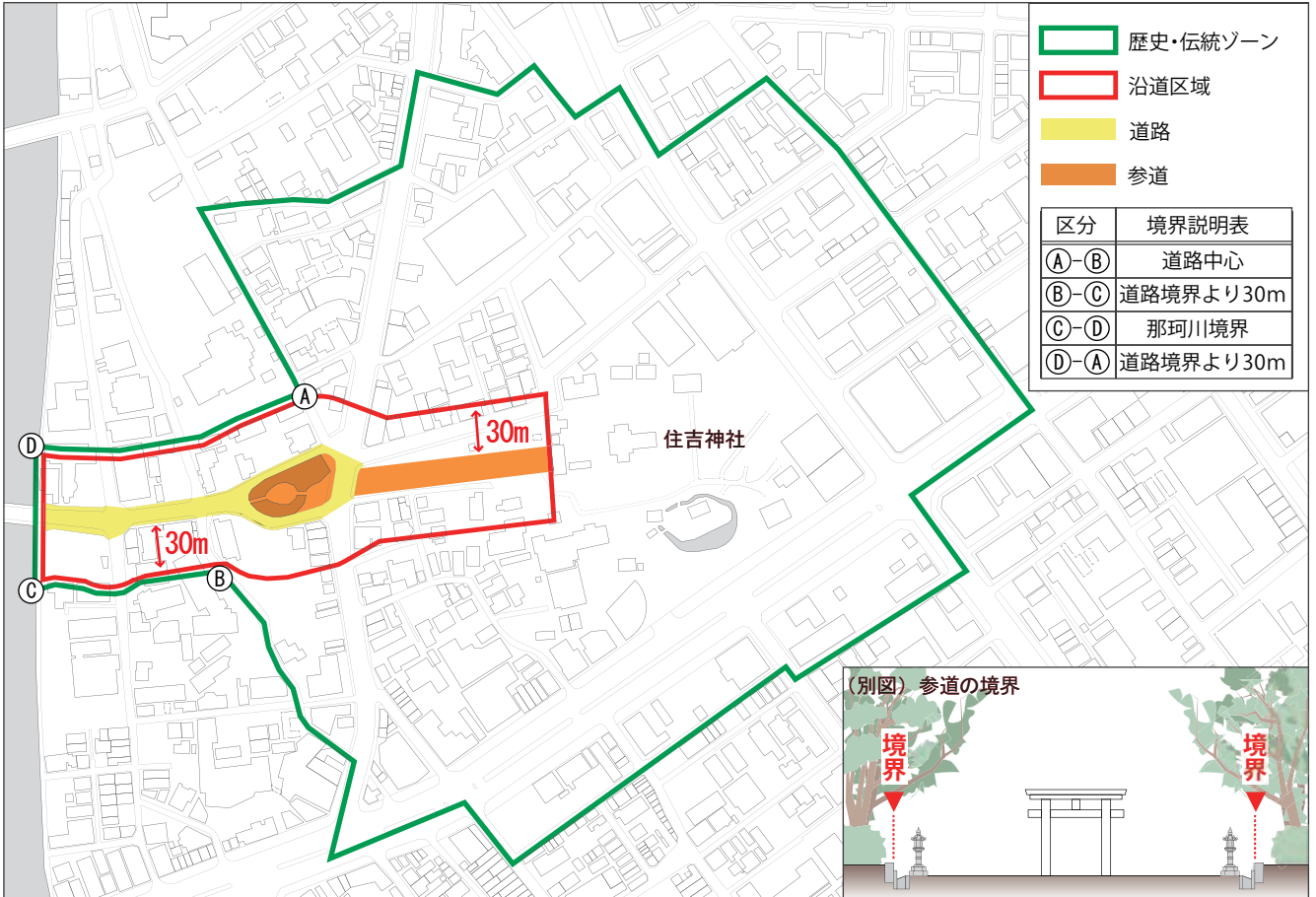
沿道区域
届出対象規模：すべての建築物等
ただし、通常の管理行為等を除く
(工作物についてはP17参照)

※沿道区域は、道路及び参道の境界より30mの範囲とする。ただし、敷地の一部が沿道区域に含まれる場合は、敷地全体を沿道区域として扱う。

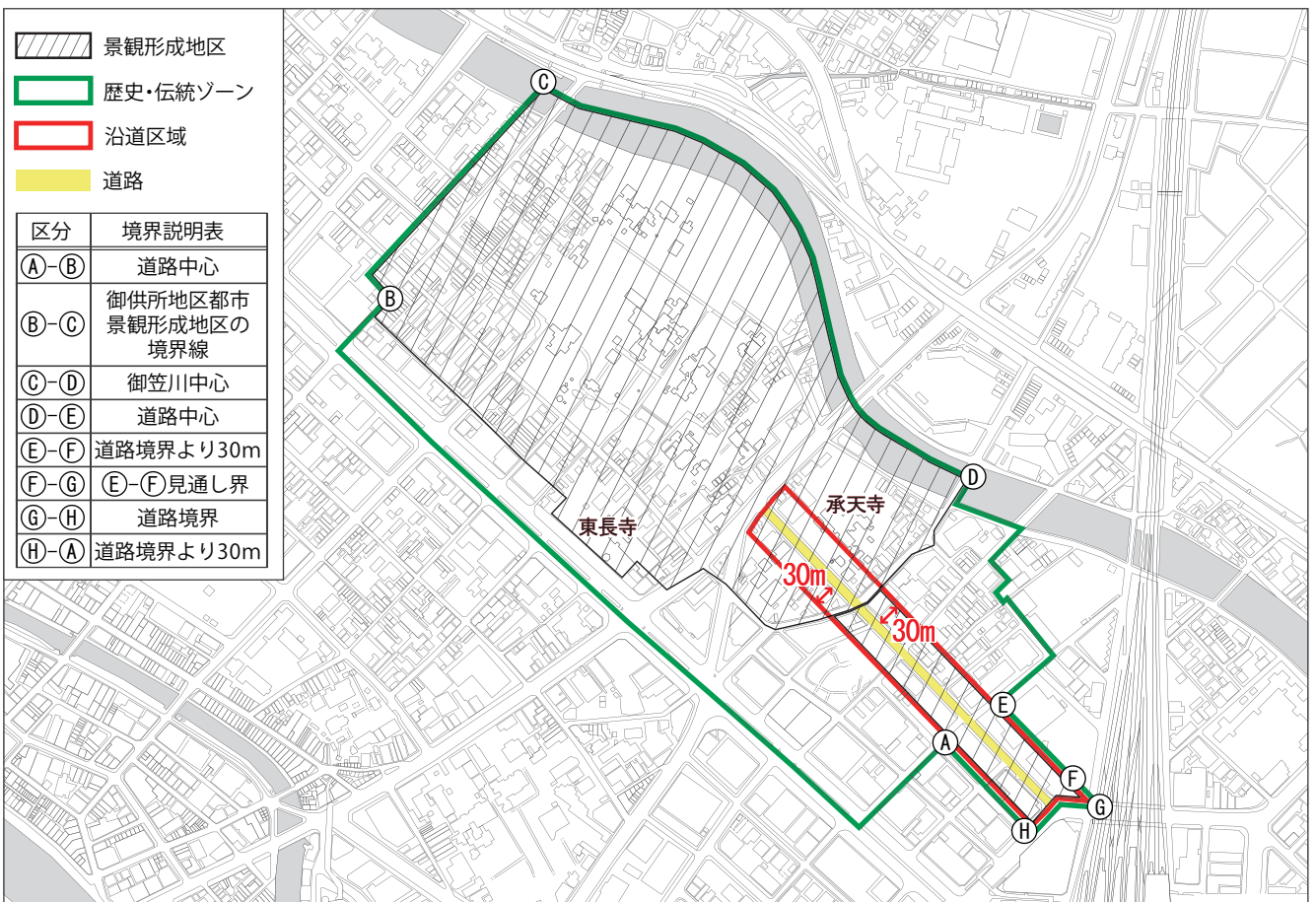
① 筥崎宮地区



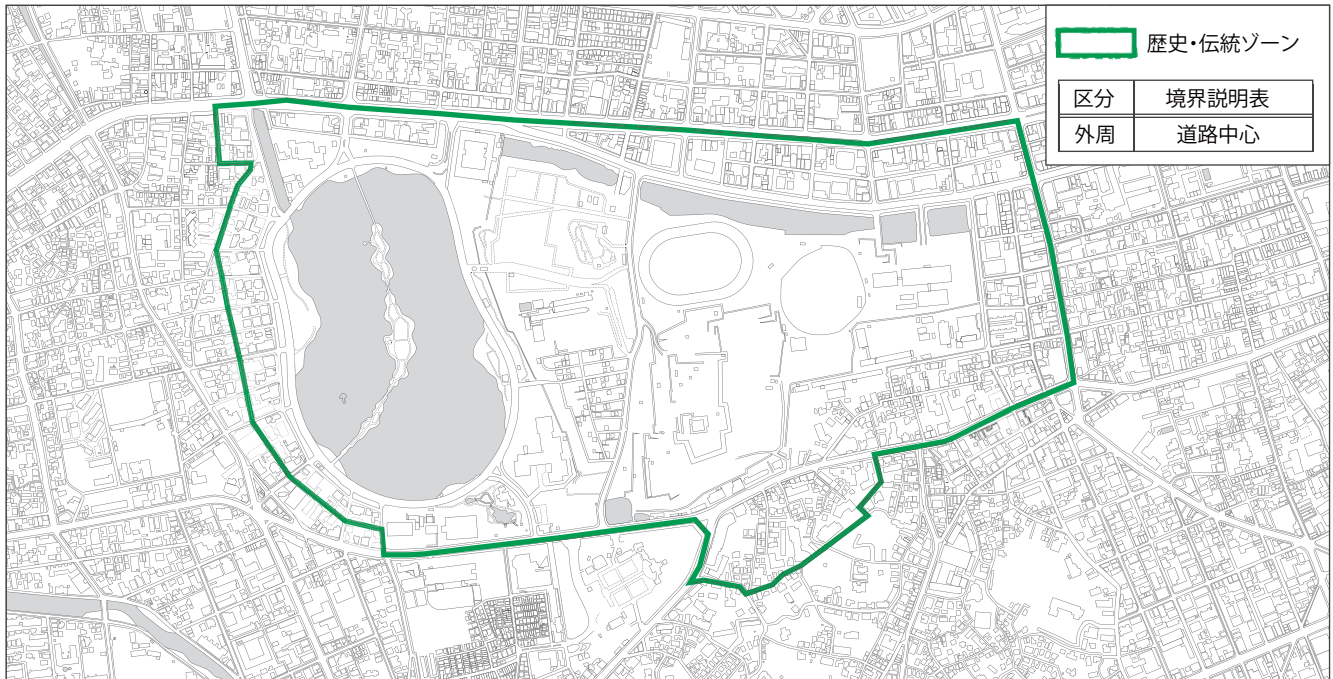
②住吉神社地区



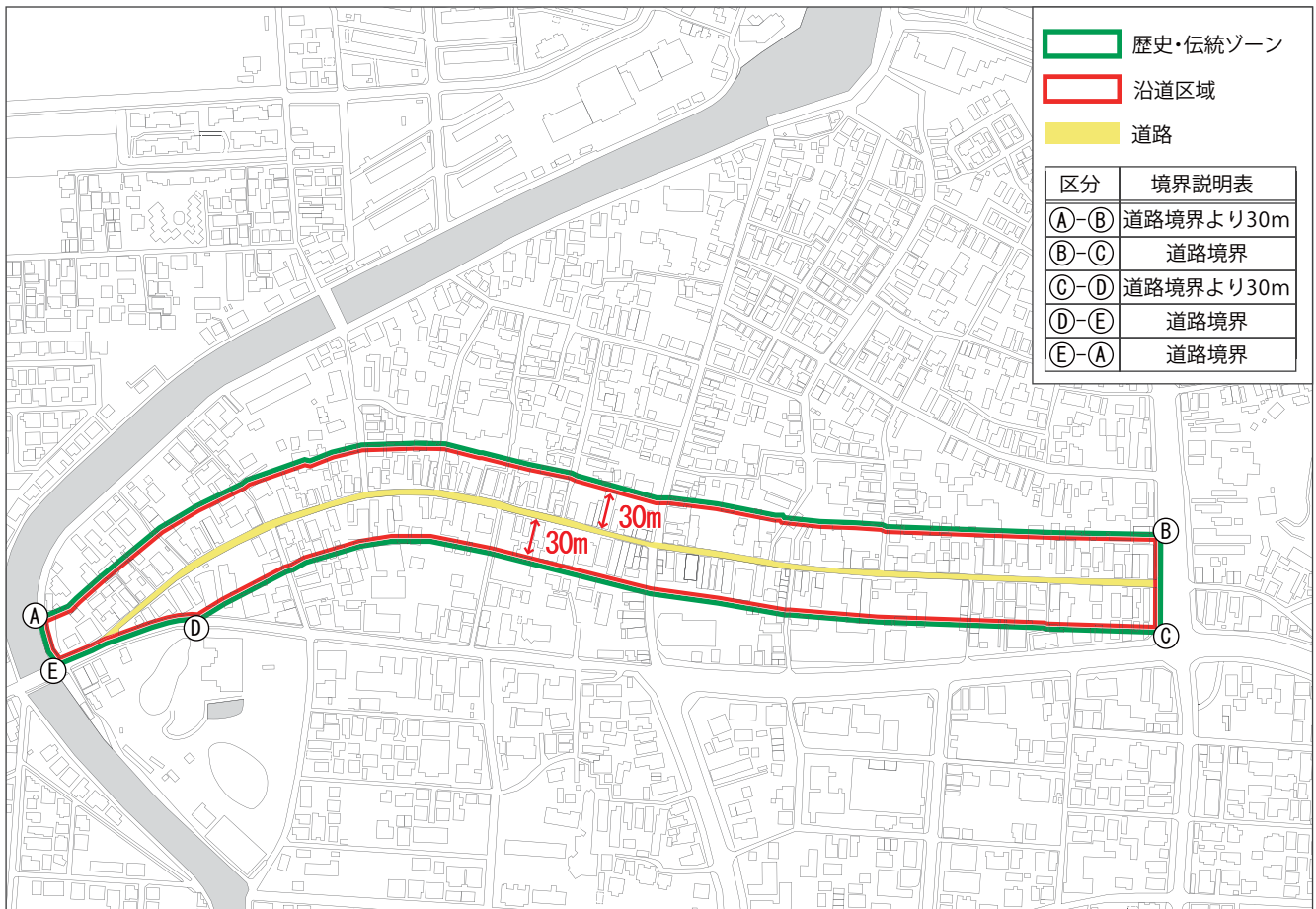
③御供所地区



④舞鶴公園・大濠公園地区



⑤姪浜地区（旧唐津街道）



MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

お問い合わせ先

福岡市 住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室

TEL : 092-711-4589 FAX : 092-733-5590

E-mail : toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp